

Ⅲ 公共施設等のマネジメントに関する基本方針

1 推進体制等

(1) 施設情報の一元化

公共施設等のマネジメントを効率的・機能的に推進していくためには、施設情報の一元的な管理が不可欠です。

この施設情報は、公共施設等の整備や補修履歴、保守管理費用や光熱水費等のコスト情報といった「施設管理情報」と、利用者数や利用者の特徴、ニーズ、苦情、要望といった「施設利用情報」の2種類に分けられます。

図Ⅲ-1 施設情報の種類と一元化のメリット

情報の種類	施設管理情報	施設利用情報
内容	公共施設等の整備や補修履歴、保守管理費用、光熱水費等	利用者数や利用頻度等の利用実態
一元化のメリット	①修繕・更新の順位付け ②事業量・財政負担の平準化 ③維持管理コストの低減	①施設利用の効率化 ②施設の統廃合等の検討

まず、「施設管理情報」の一元化により、全体の公共施設等の中で、修繕・更新の優先順位付けの検討が可能となり、事業量・財政負担の平準化に繋がるとともに、各施設における光熱水費等の施設維持管理経費について、施設間での使用量等のデータ分析を行い、運営方法の改善や修繕等に活用することにより、維持管理コストを低減させる効果が期待できます。

また、将来的には、類似した保守管理業務の一括委託や所管部局の異なる施設の修繕工事の同時施工、共通仕様書の作成等の取組も考えられます。

次に、「施設利用情報」の一元化により、公共施設等が無駄なく効率的に活用されているか、目的が類似する施設が重複して存在していないかなどを相対的に検証することが可能となり、施設の複合化や統廃合といった将来のあり方についての検討材料とすることができます。

また、主に県民が利用する公の施設については、各施設の利用実態を比較検討することで、当該施設で提供するサービス水準の向上に向けた検討材料とする効果も期待できます。

こうした施設利用情報の一元化によるメリットの発揮に向け、各公共施設等の所管課において個別に整備している財産台帳等の施設管理情報を集約し、それを全庁で共有化するための体制づくりを進めます。

(2) 全庁的な推進体制の整備

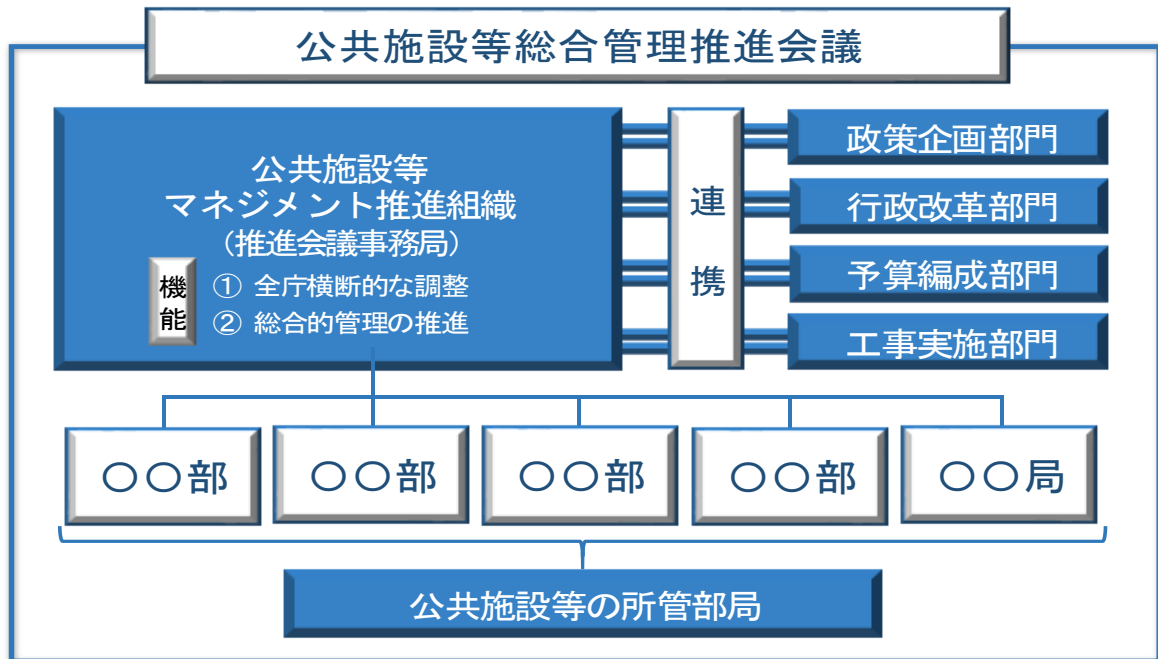
一元化した施設情報を活用し、公共施設等のマネジメントを効率的・機能的に推進していくためには、本県が保有する公共施設等の全体を監理し、全庁横断的な調整と総合的管理を推進する組織が必要です。

また、長期的視点により策定する基本方針は、財政措置が伴ってはじめて実効性を担保できることから、予算編成部門との連携も必要不可欠です。

このため本県では、平成 27 年(2015 年)6 月に「公共施設等総合管理推進会議」を設置し、各公共施設等の所管部局の意見や政策企画部門・行政改革部門・予算編成部門・工事实施部門の意見など、様々な意見を集約・調整し、合意形成を図りながら取組を進めていくこととしています。

こうした全庁的な取組体制の下、今後の公共施設等のマネジメントを総合的・計画的に推進していきます。

図Ⅲ-2 庁内連携体制

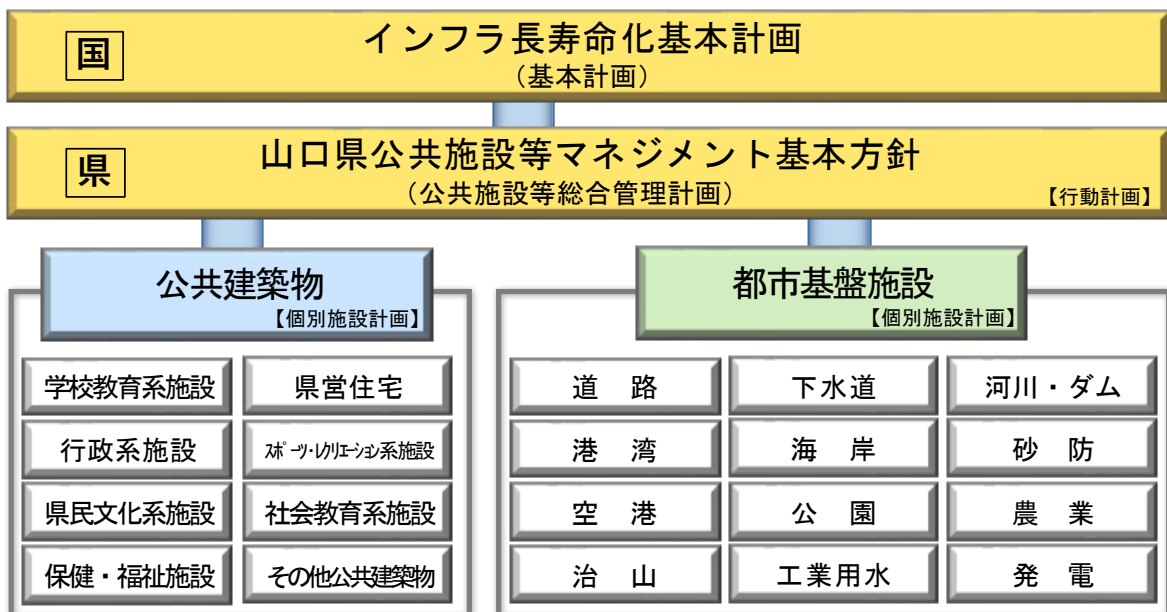


(3) 個別施設計画

施設類型毎に策定する個別施設計画に基づき公共施設等の維持管理、修繕、更新等の取組を実施していきます。

また、限られた財源の中で計画的に公共施設等を維持管理していくため、個別施設計画の実施状況を検証するとともに、定期的に見直しを行うものとします。

図Ⅲ-3 計画体系



(4) ユニバーサルデザイン化

すべての人が安心・安全に利用しやすい施設とするために、公共施設等の修繕・更新等を行う際には、「山口県ユニバーサルデザイン行動指針」に基づき、利用者のニーズや施設の状況に応じたユニバーサルデザイン化を進めます。

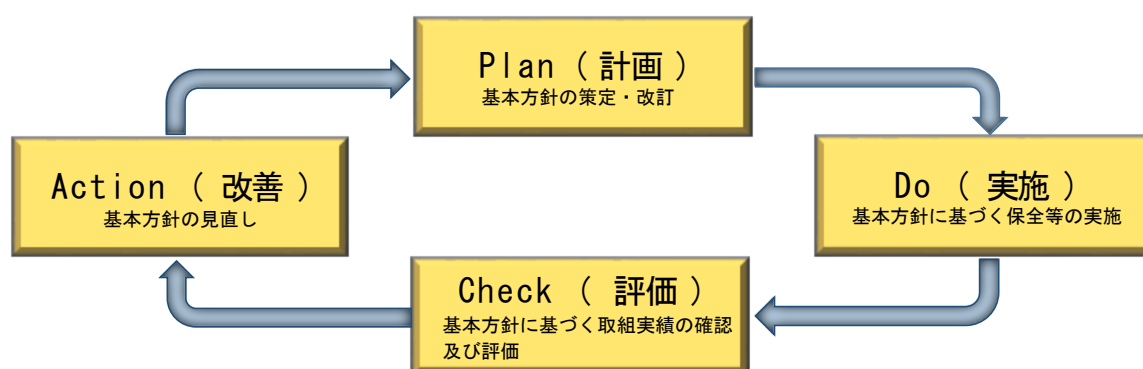
(5) 環境への配慮

脱炭素社会の実現に向けた社会情勢等を踏まえ、省・創・蓄エネルギー関連設備の導入や再生可能エネルギー電力調達、効率的なエネルギーの需給管理に努めます。

(6) フォローアップ

基本方針の検証と見直しにあたっては10年毎とし、PDCA（Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善））サイクルに基づきフォローアップを実施していきます。

図Ⅲ-4 PDCAサイクル



2 公共建築物のマネジメント

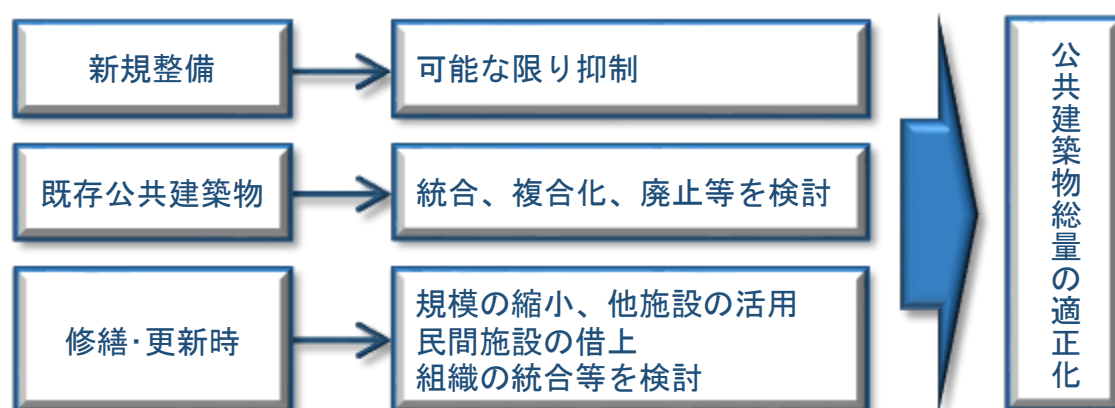
(1) 総量の適正化

公共建築物の必要性について、施設の必置規制の有無、老朽化の程度や利用実態、政策適合性、費用対効果などの面から、不断に検証・見直しを行い、公共建築物の総量の適正化を図っていくこととします。

具体的には、公共建築物の新規整備は可能な限り抑制し、既存公共建築物については、周辺施設や類似施設との統合や複合化、部局を超えた相互利用、廃止等を検討しながら、総量の適正化に取り組んでいきます。

また、修繕・更新時は、行政ニーズを踏まえながら、当該公共建築物で提供するサービスの内容を精査し、規模の縮小を検討するとともに、他施設の活用や民間施設の借上、組織の統合等についても検討していきます。

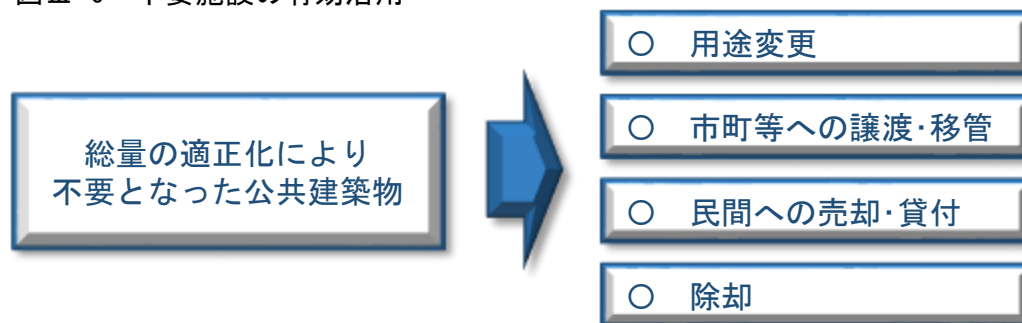
図Ⅲ-5 総量の適正化



(2) 不要施設の有効活用

総量の縮小を図ることにより不要となった公共建築物については、用途変更や市町等への譲渡・移管、民間への売却・貸付など、多様な手法によりその有効活用を促進し、財政負担の軽減や効果的な行政サービスの提供を図っていくこととします。また、こうした有効活用が見込まれない公共建築物については、除却を検討していきます。

図Ⅲ-6 不要施設の有効活用



(3) 民間活力の活用

現在直営で運営している公共建築物や新たに設置する公共建築物については、「民間でできることはできるだけ民間に委ねる」ことを基本に、サービスの向上やコストの削減等の観点から、指定管理者制度の導入や外部委託、独立行政法人化、PFI (Private Finance Initiative) の活用、民営化など、PPP (Public-Private Partnership: 官民協働) の推進について、幅広く検討していきます。

また、修繕・更新時や新たな公共建築物等が必要となった場合には、提供するサービスの性格や将来的なコスト等を考慮した上で、民間施設の借上を積極的に検討します。

図Ⅲ-7 民間活力の活用



(4) 長寿命化の推進

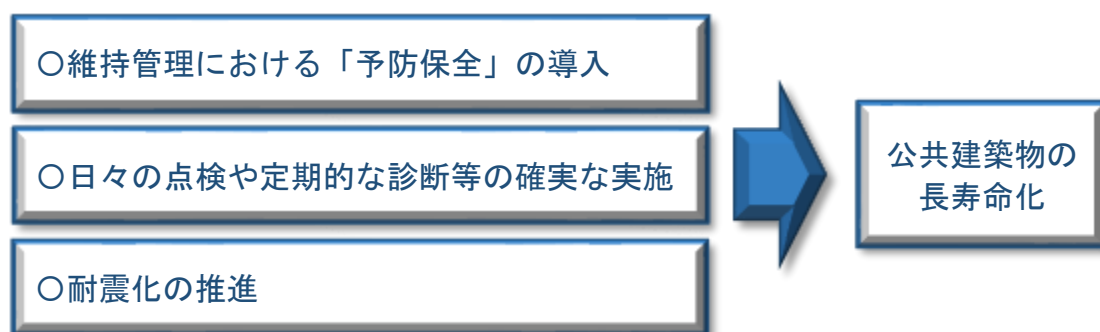
施設の機能を維持し続けるとともに、将来にわたる財政負担の軽減・平準化を図るため、原則として全ての公共建築物について、耐震化の取組と連携しながら、長寿命化に配慮した取組を実施していきます。

具体的には、これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」に加え、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」を導入し、計画的な維持管理を実施していきます。

また、予防保全を計画的に実施していくため、日々の点検や定期的な診断等を確実に実施し、予防保全の取組に反映させていきます。

こうした取組により、施設の長寿命化を図るとともに、公共施設等の設計費や建設費だけでなく、維持管理、修繕、更新、解体処分に至るまでにかかる生涯費用（ライフサイクルコスト）の縮減を図ります。

図Ⅲ-8 長寿命化の推進



(5) 耐震化の推進

耐震化工事が必要な公共建築物^(※8)については、「山口県地域防災計画」等に基づき、計画的に耐震化工事を推進してきた結果、令和3年4月時点で公共建築物全体の89.8%の耐震化を完了しています。

今後も引き続き、施設の利用形態等を踏まえ、優先順位の高いものから耐震化を進めていきます。

(※8) 昭和56年以前に建築された非木造の建物で、2階建て以上又は200㎡超のもの

3 都市基盤施設のマネジメント

道路、下水道、河川・ダム等の都市基盤施設については、必ずしも複合化や集約化、用途変更等が適さないことから、公共建築物とは異なる観点・方法によって維持管理していく必要があります。

このため、道路・河川といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえて今後の方向性を検討し、施設の特性に応じた維持管理を行っていきます。

(1) 長寿命化の推進

長期にわたって健全な機能を確保し、大規模な修繕・更新等をできるだけ回避するため、道路・河川など各施設の特性に応じて「予防保全型」と「事後保全型」の区分けを行い、予防保全を行う施設については、適切な時期に修繕を行うことにより長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、都市基盤施設の整備や修繕・更新時には、長期間維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求し、将来的な財政負担の軽減を図ります。

(2) 安心・安全の確保

都市基盤施設は、県民の安心・安全な生活を支える基盤となるものであることから、今後も活用していく都市基盤施設については、予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等を評価・診断していきます。

なお、点検・診断に当たっては、実施要領等を随時改正し、これに基づいて適切に実施するとともに、その結果を次の点検・診断等に活用するという持続可能なメンテナンスサイクルを構築していきます。

また、防災減災、環境問題など、時代の要請に対応した都市基盤施設として必要な整備や改修を、施設の修繕・更新時期に実施するなど、効率的な維持管理を推進します。

(3) 技術力の確保・新技術の活用

都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、施設管理における専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整えていきます。

また、国や大学、研究機関、企業等とも連携し、新技術の活用や技術力の向上を図っていきます。